

前橋市 地域包括支援センター 南橋



『地域包括支援センター』は、
高齢者の生活を総合的に支える相談窓口です。
介護に関する疑問や心配事がありましたら、
なんでもお気軽にご相談ください。

< 担当地域 >

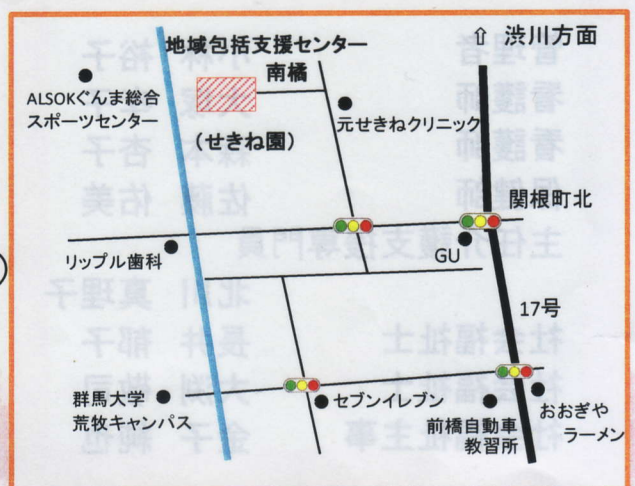
上細井町・下細井町・北代田町・下小出町・上小出町・龍蔵寺町
青柳町・荒牧町・日輪寺町・川端町・田口町・関根町・川原町・南橋町

お問い合わせ

TEL: 027-235-3577

前橋市関根町668番地
(特別養護老人ホーム せきね園 1階)

営業日: 月～金曜日
午前8時30分～午後5時30分



地域包括支援センターでは、こんなことをしています

介護について なんでもご相談ください

介護のことで困ったとき、介護のサービスを利用したいが何から始めればいいのか分からないときなど、お困りのときは、まずはご相談ください。
専門スタッフが一人ひとりの相談に応じます！

状態に合わせた介護予防の支援をします

事業対象者や介護保険の要支援1・要支援2と認定された方の介護予防のプランをつくり、介護予防サービスの利用が効率的にできるよう支援いたします。

様々な方面から皆さまを支えます

皆さまを支えるケアマネージャーや地域の様々な機関と連携しながら、高齢者のかたが暮らしやすい地域づくりを目指します。

皆さまの権利を守ります

皆さまの権利や財産を守るための制度やサービスのご紹介、支援を行っております。また、高齢者虐待の防止や早期発見にも努めております。



センター長

角田 浩久

～お問い合わせ先～

管理者

小林 裕子

看護師

大塚 孝子

看護師

森本 杏子

保健師

佐藤 佑美

主任介護支援専門員

北川 真理子

社会福祉士

長井 郁子

社会福祉士

大淵 敬司

社会福祉主事

金子 純也

前橋市関根町668番地

(特別養護老人ホーム せきね園 1階)

TEL:027-235-3577

FAX:027-235-3587

営業日:月～金曜日

午前8時30分～午後5時30分

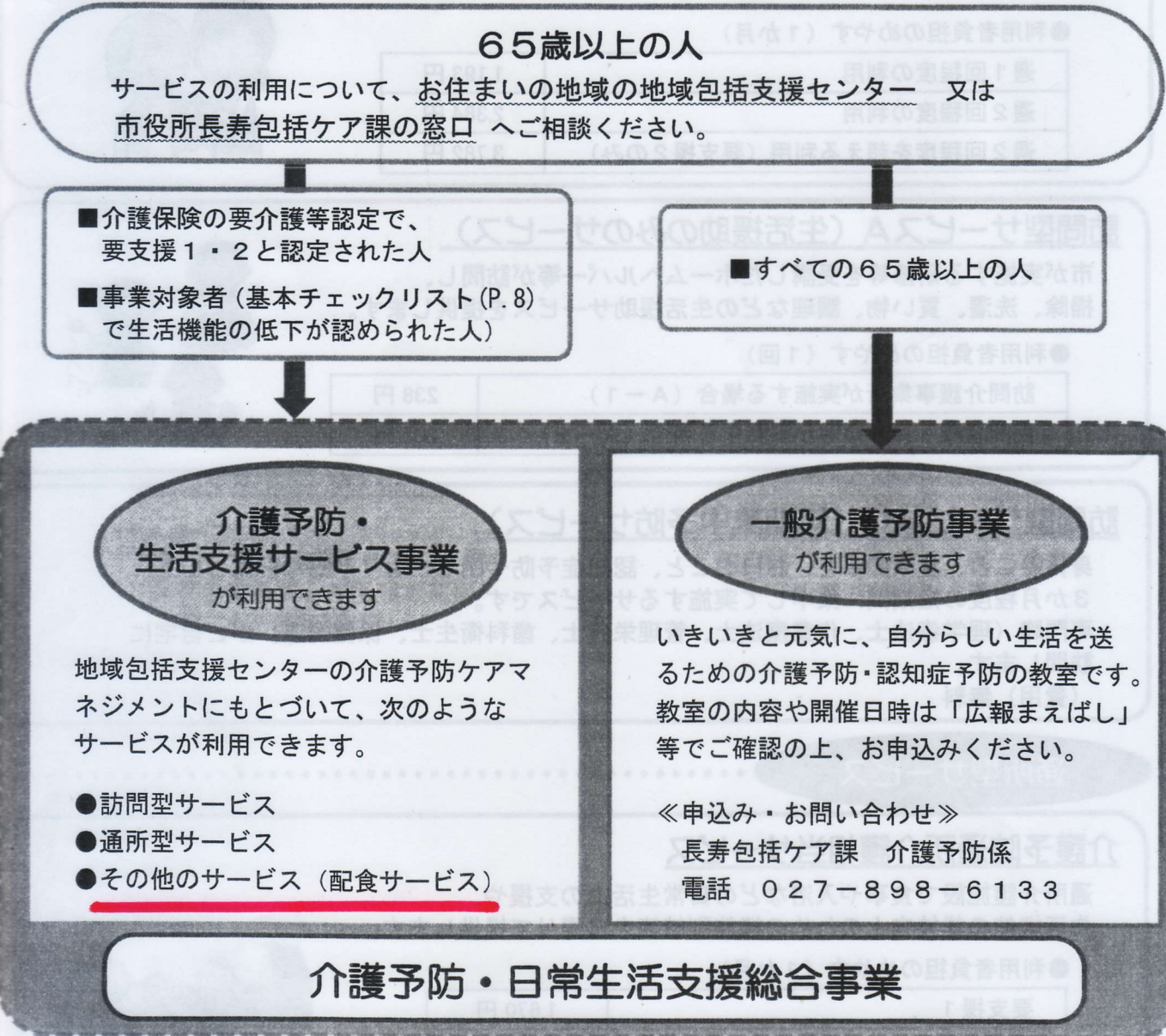
総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業） を利用できます

総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）は、市区町村が高齢者の自立した生活を支援する事業です。

生活機能の低下が見られるなど介護予防や生活支援が必要な人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の人ならどなたでも利用できる「一般介護予防事業」の2種類があります。

要支援状態から自立に向かうこと、また重度化を予防することを目指して目標を立て、一定期間サービスを利用しながら達成に向けて取り組みます。支援を受けるだけでなく、高齢者自身が支援する側に回るよう「参加」「活動」の視点を取り入れ、元気な高齢者が役割を持ちながら、生き生きとした生活を続けていくことを目的としています。

サービス利用の流れ



総合事業のサービス

「介護予防・生活支援サービス事業」のサービス

《利用できる人》

- 要支援 1・2 の人
- 事業対象者（基本チェックリスト(P. 8)で生活機能の低下が認められた人）

〔※サービスにかかる基本的な費用の 1 割を掲載しています。
一定以上所得のある方は、負担割合が 2 割又は 3 割です。〕

訪問型サービス

介護予防訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。

- ＜身体介護＞ 食事の介助・排泄の介助・入浴の介助・着替えの介助 など
- ＜生活援助＞ 調理・住居の掃除・日用品の買い物 など

●利用者負担のめやす（1 か月）

週 1 回程度の利用	1,193 円
週 2 回程度の利用	2,384 円
週 2 回程度を超える利用（要支援 2 のみ）	3,782 円



訪問型サービスA（生活援助のみのサービス）

市が実施する研修等を受講したホームヘルパー等が訪問し、掃除、洗濯、買い物、調理などの生活援助サービスを提供します。

●利用者負担のめやす（1 回）

訪問介護事業所が実施する場合（A-1）	238 円
民間企業・NPO等が実施する場合（A-2）	205 円



訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

身体のこと、食事のこと、お口のこと、認知症予防や閉じこもり予防などについて、3 か月程度の短期間に集中して実施するサービスです。

専門職（理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、保健師等）がご自宅に訪問します。

（費用）無料

通所型サービス

介護予防通所介護相当サービス

通所介護施設で食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能の維持向上のための機能訓練等を日帰りで提供します。

●利用者負担のめやす（1 か月）

要支援 1	1,670 円
要支援 2	3,425 円
事業対象者（週 1 回程度の利用）	1,670 円
事業対象者（週 2 回程度の利用）	3,425 円



通所型サービスA（ミニデイサービス）

週1回、2時間程度のデイサービスです。

ピンシャン！元気体操等の運動プログラム、レクリエーション、社会参加（活動）に向けての情報提供や模擬活動、運動・栄養・口腔などの専門プログラムを週1回提供します。

●利用者負担のめやす（1か月）

要支援1・2、事業対象者（週1回）

1,420円

通所型サービスC（短期集中予防サービス）

3か月間の短期間で集中的に専門職が関わることで、運動機能をはじめ栄養、口腔機能、生活習慣などの改善に取り組む教室形式のサービスです。



歩行・動作軽やかスクール

全身の筋力アップやひざ、腰などの関節痛の予防のための運動をおこない、歩行や立ち上がりなどの日常生活動作をスムーズにします。

日時：毎週木曜日 13:30～15:30
会場：総合福祉会館2階 健康増進室
（前橋市日吉町二丁目17-10）
定員：15名 費用：無料

ひざ腰らくらく教室

関節痛の緩和や日常生活動作の改善を目指し、柔道整復師や看護師が一人ひとりに合わせた柔道整復手技（運動療法等）を指導します。

日時：毎週水曜日 13:30～15:30
会場：群馬県柔道整復師会館
（前橋市千代田町一丁目1-8）
定員：25名 費用：無料

その他のサービス

配食サービス

在宅で調理をすることが困難な高齢者や低栄養の予防・改善が必要な高齢者に対し、身体の状態を考慮した食事を定期的に提供することにより、食の自立の支援と見守りを行います。

（条件）

65歳以上の高齢者で、事業対象者又は要支援認定もしくは要介護認定を受けている人で、次の①か②のどちらかに該当し、③と④の条件を満たす人

- ① 低栄養のリスクがある人（BMI 18.5未満かつ6か月で2kg以上の体重減少あり）
- ② 買い物や調理が困難で見守りが必要な人で、ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯又は日中ひとりの人
- ③ 介護保険料の滞納がない人
- ④ ケアマネジメントの結果、配食の必要性がある人

（補助費用）1食500円（おかずのみは450円）以上の食事に200円を補助

（回数）ケアマネジメントの結果、配食の必要がある曜日と回数

